

令和7年度（2025年度）熊本県介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A（7月24日時点）

No.	更新日	項 目	質 問	回 答
1	2026/3/4	補助対象サービス種別	介護保険法による医療系サービスのみなし指定事業所は、補助対象に含まれるか。	・令和7年9月以降に介護報酬の請求実績がある場合は、対象となります。
2	2026/3/6	補助対象サービス種別	要項別表第1欄No.1にある「訪問介護事業所」の「集合住宅併設型」の判断基準はなにか。	・「訪問介護事業所」の「集合住宅併設型」は、同一建物減算の算定がある事業所が該当します。
3	2026/3/13	補助対象サービス種別	特別養護老人ホームと短期入所生活介護の事業所番号が同じ場合、別々に申請すべきか、合算した定員数により特別養護老人ホームで申請すべきか。	・本補助金は事業所単位で支援する制度ですので、それぞれで申請してください。 ・ただし、施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合は、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われますので、補助対象とはなりません。
4	2026/3/23	補助対象サービス種別	令和8年4月1日付けで訪問介護事業所を開設するが、要項別表第2欄の基準額は、どのように適用するとよいか。（※1ただし書きの考え方）	・令和7年4月2日以降に事業を開始した訪問介護事業所の事業実績は、開設後から申請時までの報酬請求実績等により確認しますが、交付申請時で実績が確定していない場合は、見込みで申請してください。交付申請書の内容確認時に4月分の実績を確認させていただきます。
5	2026/4/6	補助対象サービス種別	交付申請締切後に事業所が地域密着型へ変更となるが、本補助金の対象となるか。	・交付申請時点で現に指定を受けているサービスが、交付申請後に地域密着型サービスへ移行する場合も対象となります。（地域密着型から広域型へ変更する場合も同様です。） ・ただし、変更後の区分に応じて交付決定額が変更または取消しとなる場合があります。 ・なお、交付決定を受けた後に第3号様式にて変更申請を行っていただく必要があります。
6	2026/3/4	補助対象期間	燃料費や水道光熱費の補助対象期間は、いつからいつまでか。	→交付決定以降に利用し支払った燃料費や水道光熱費を対象とします。申請額については、昨年同時期の実績状況などを見て御検討ください。 →なお、交付決定は現時点で6月以降となる見込みであり、実績報告は11月30日までに提出していただく必要があります。

令和7年度（2025年度）熊本県介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A（7月24日時点）

No.	更新日	項 目	質 問	回 答
新6	2026/7/24	補助対象期間	燃料費や水道光熱費の補助対象期間は、いつからいつまでか。	・燃料費、光熱水費等については、令和8年7月24日以降に使用し支払った費用を対象とします。光熱水費等の1月分をまとめて支払うものについては、7月利用分は7月24日以降分で案分する等、実態に併せて計上いただくこととなります。 ・なお、実績報告は令和8年11月30日までに提出していただく必要があります。
7	2026/3/11	補助対象期間	燃料費や光熱水費等について、交付決定以降から11月30日前までの期間中、例えば2ヶ月分から複数月分を積算して申請・実績報告できるとの解釈でよいのか。	・お見込みのとおりです。
8	2026/3/4	補助対象期間	新型コロナウイルス感染症対策に係る物品購入費に対する補助金のように、交付申請までに購入したものが対象となるのか。	←本補助金は、交付決定以降に購入したものを対象とします。 ←なお、交付決定は現時点で6月以降となる見込みであり、実績報告は11月30日までに提出していただく必要があります。
新8	2026/7/24	補助対象期間	新型コロナウイルス感染症対策に係る物品購入費に対する補助金のように、交付申請までに購入したものが対象となるのか。	・本補助金は、令和8年7月24日以降に購入したものを対象とします。 ・なお、実績報告は令和8年11月30日までに提出していただく必要があります。
9	2026/3/4	補助対象期間	令和8年3月末までに購入しなければならないのか。	←本補助金は、令和8年度に繰越して実施しますので、交付決定以降に購入したものを対象とします。 ←なお、交付決定は現時点で6月以降となる見込みであり、実績報告は11月30日までに提出していただく必要があります。
新9	2026/7/24	補助対象期間	令和8年3月末までに購入しなければならないのか。	・本補助金は、令和8年度に繰越して実施しますので、要項に記載のとおり令和8年7月24日以降に購入したものを対象とします。 ・なお、実績報告は令和8年11月30日までに提出していただく必要があります。

令和7年度（2025年度）熊本県介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A（7月24日時点）

No.	更新日	項 目	質 問	回 答
10	2026/3/4	補助対象期間	既に購入しているものは、補助対象となるのか。	→補助対象外です。 →本補助金は、交付決定以降に購入したものを対象とします。 →なお、交付決定は現時点で6月以降となる見込みであり、実績報告は11月30日までに提出していただく必要があります。
新10	2026/7/24	補助対象期間	既に購入しているものは、補助対象となるのか。	・補助対象外です。 ・本補助金は、令和8年7月24日より前に購入したものは補助対象外となります。 ・なお、実績報告は令和8年11月30日までに提出していただく必要があります。
11	2026/3/4	補助対象経費	通所系サービスの対象経費に光熱費、燃料費等とあるが、送迎車両のガソリン代は含まれるのか。	・送迎車両のガソリン代は、要項別表第3欄（1）アの燃料費に該当します。
12	2026/3/4	補助対象経費	要項別表に記載のない備品等は、補助対象とならないのか。	・本補助金は、介護サービスを円滑に継続することや災害への備えなどの趣旨に沿ったものであれば補助対象となります。 ・交付申請書の審査において、当該備品等の購入理由や施設・事業所の実情等を個別に確認させていただき判断します。
13	2026/3/4	補助対象経費	光熱水費は、ある時点と比較して価格が上昇した分が補助対象となるのか。	・本補助金は、介護サービスを円滑に継続していただくために、一部の固定経費を補助するものですので、価格上昇分ではなく、交付決定以降に利用し支払った光熱水費を対象とします。
14	2026/3/4	補助対象経費	要項別表第3欄（2）オの「その他災害への備えとして必要と認められる経費」とは何か。	・例示以外の備品等で、施設・事業所の実情に応じて購入を予定しているものを想定しています。 ・交付申請書の審査において、当該備品等の購入理由や施設・事業所の実情等を個別に確認させていただき判断します。
15	2026/3/4	補助対象経費	販売価格が変動するような備品等について、交付申請時点から実際に購入する際に価格が上昇した場合はどうなるのか。	・交付決定額と実際の支払額を比較し、低い方の額で補助金額を確定します。 ・御質問のように実際の支払額が交付決定額を上回るケースでは、差額を御負担いただくことになります。

令和7年度（2025年度）熊本県介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A（7月24日時点）

No.	更新日	項 目	質 問	回 答
16	2026/3/9	補助対象経費	暑さ・寒さ対策のため、事務所等に内窓を設置したいが補助金の対象となるか。	・入所系、通所系及び居住系サービス事業所においては、要項別表第3欄（1）エの「居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等」に該当するものと考えます。 ・ただし、設置に係る工事費用は補助対象外です。
17	2026/3/9	補助対象経費	寒波時の訪問支援等に備え、職員用の防寒着を購入したいが補助金の対象となるか。	・訪問系及び通所系サービス事業所においては、要項別表第3欄（1）イの「雪害対策用品」に該当するものと考えます。
18	2026/3/10	補助対象経費	事業所のキャビネットや棚、家具の転倒防止用の物品購入も補助金の対象となるか。	・要項別表第3欄（2）オの「その他災害への備えとして必要と認められる経費」に該当するものと考えます。 ・なお、取り付け等に別途費用が発生しても、物品の購入費用のみが補助の対象となります。
19	2026/3/11	補助対象経費	利用者の安全確保と介護職員の業務負担軽減を目的に「離床センサー」の購入を検討しているが、要項別表第3欄（1）ウに該当するか。	・本補助金は、物価高騰の影響を鑑み、訪問等に要する移動経費に加え、気候変動に伴う猛暑等の様々な困難な事態下や災害発生時において、介護事業所・施設が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用等を支援するものです。（要項第2条、第4条） ・購入の目的が、本補助金の趣旨に沿ったものか御検討いただき申請してください。
20	2026/3/23	補助対象経費	燃料費が高騰しているため自転車での移動を検討しているが、電動自転車は、補助対象となるか。	・訪問系サービス事業所においては、燃料費高騰への対応として訪問手段を社用車から自転車（電動自転車を含む。）へ変更することは、サービス継続に必要な経費として、本補助金の趣旨に沿ったものであると考えます。
21	2026/3/23	補助対象経費	・サービスを円滑にするため議事録作成用のボイスレコーダーの購入を検討しているが、補助対象となるか。 ・机や椅子、キャビネットなどの備品は、補助対象となるか。	・本補助金は、物価高騰の影響を鑑み、訪問等に要する移動経費に加え、気候変動に伴う猛暑等の様々な困難な事態下や災害発生時において、介護事業所・施設が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用等を支援するものです。（要項第2条、第4条） ・購入の目的が、本補助金の趣旨に沿ったものか御検討いただき申請してください。

令和7年度（2025年度）熊本県介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A（7月24日時点）

No.	更新日	項 目	質 問	回 答
22	2026/3/25	補助対象経費	・訪問系サービス事業所であるが、事務所の暑さ対策として遮光カーテンを購入したいが、補助対象となるか。	・交付要項別表第3欄は例示であり、介護サービスを円滑に継続することや災害への備えなどの趣旨に沿ったものであれば補助対象となります。 ・御質問の場合、要項別表第3欄（1）イの「暑熱対策用品」に該当するものと考えます。
23	2026/3/4	補助金額	交付申請した額で交付決定されるのか。交付決定額が交付申請額を下回ることあるのか。その場合はどうなるのか。	・サービス種別ごとの基準額（要項別表第2欄）と国庫補助金（予算）の範囲内の額で交付決定しますので、交付決定額が交付申請額を下回ることもあり得ます。 ・その場合は、差額を御負担いただくこととなります。
24	2026/3/4	交付申請	交付申請に見積書は必要か。	・手続きに係る負担軽減の観点から見積書等の確認書類は、添付不要です。ただし、申請内容によっては、個別に提示をお願いすることもありますので、大事に保管しておいてください。 ・なお、実績報告の際は、支出証拠書類の添付をお願いします。
25	2026/3/4	交付申請	燃料費の申請を行いたい、経理上、事業所ごとに分けてはいないが、複数事業所分をまとめて申請することは可能か。	・手続き上、代表法人がまとめて申請することも可能としていますが、本補助金は事業所単位で支援する制度です。 ・御質問のケースでは、対象経費を走行距離で案分するなどして、申請額や実績額を提出していただく必要があります。
26	2026/3/4	交付申請	同じ所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施しているが、それぞれが補助対象となるのか。	・補助対象となります。 ・それぞれ指定サービスごとに補助対象とします。

令和7年度（2025年度）熊本県介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A（7月24日時点）

No.	更新日	項 目	質 問	回 答
27	2026/3/6	交付申請	同じ所在地で、A. 訪問リハビリテーション事業所とB. 通所リハビリテーション事業所を運営している。2つの事業所で共同購入することは可能か。 （例）購入するもの50万円の備品1台 A：20万円申請、B：20万円申請	・手続き上、代表法人がまとめて申請することも可能としていますが、本補助金は事業所単位で支援する制度です。 ・また、本補助金の基準額は、介護事業所等における物件費に係る物価上昇の影響を考慮しつつ、サービス継続を図るために必要な備品等を購入するために必要な金額として設定されたものです。したがって、基準額を超えるような備品等の共同購入は、補助対象外となります。 ・なお、本補助金は、資産形成を目的とした支援ではありませんので、財産処分制限の対象となる、単品で取得費用が50万円以上の備品は、補助対象外となります。
28	2026/3/11	交付申請	要項別表第3欄にある補助対象経費について、交付申請書に添付する事業実施計画書（事業所・施設別個票）の経費区分（需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費）のどれに該当するか示してほしい。	・補助対象経費と経費区分の関係性は、主に以下のとおりです。 （需用費） →燃料費、光熱水費、備蓄用飲料水・食料品、衛生用品、医療用品など （使用料及び賃借料） →有料道路通行料、自動車のリース費用など （備品購入費） →ネッククーラー、スタッドレスタイヤ、業務用スポットクーラー、業務用加湿器、業務用温水給湯器、簡易浄水器など （役務費） →要項別表上に例示していませんが、備蓄物資等の保管に要する費用などを想定しています。
29	2026/3/18	交付申請	燃料費を申請する場合、第1号様式別表2（事業実施計画書（事業所・施設別個票））の「用途・品目・数量等」欄について、令和7年4月から令和7年9月分を目安に給油量を記載するとよいのか、それとも金額を記載するとよいのか。	・令和7年4月から令和7年9月の実績を参考に、一月当たり●万円の燃料費を申請される場合、以下の例を参考に記載してください。 ＜記載例＞燃料費（●万円/月×■ヶ月分） ・なお、実績報告の際には、交付決定以降に利用し支払った燃料費に係る領収書等の支出証拠書類により補助金額を確定します。
30	2026/3/25	交付申請	・同じ所在地（フロア）で訪問看護と居宅介護支援を実施しており、それぞれで購入する品目が同じである場合、事業実施計画（個票）は、それぞれで作成する必要があるか。また、領収書は、合算したものでもよいのか、事業所ごとに発行してもらう必要があるか。	・手続き上、代表法人がまとめて申請することも可能としていますが、本補助金は事業所単位で支援する制度です。したがって、事業実施計画書の個票（第1号様式 別表2）は、それぞれで作成してください。 ・また、実績報告の際に御提出いただく領収書等も事業所単位で御準備ください。

令和7年度（2025年度）熊本県介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A（7月24日時点）

No.	更新日	項 目	質 問	回 答
31	2026/3/4	交付決定	早く交付申請すれば、交付決定も早くなるのか。	・ 交付決定は、交付申請が出揃ってから行います。 ・ なお、交付決定は現時点で6月以降となる見込みです。
32	2026/3/4	その他	1月30日から募集している食材料費に対する補助（介護施設等に対するサービス継続支援事業）とは別の補助金か。	・ 別の補助金です。 ・ 備品等の購入に当たり、本補助金の活用を希望される場合は、食材料費に対する補助とは別に交付申請を提出してください。 ・ なお、食材料費に対する補助金で申請した分は、本補助金への重複申請は出来ませんので御注意ください。